

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月13日

岐阜地方法務局多治見支局 登記官 林 正 登

記

1 手続番号

(1) 第2004-2025-7122号

(2) 第2004-2025-7123号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

(1) 土岐市肥田町肥田字長藪1716番3

(2) 土岐市肥田町肥田字長藪1717番6